

速度取締り指針

令和3年1月
秋田臨港警察署

秋田臨港警察署の速度取締り重点

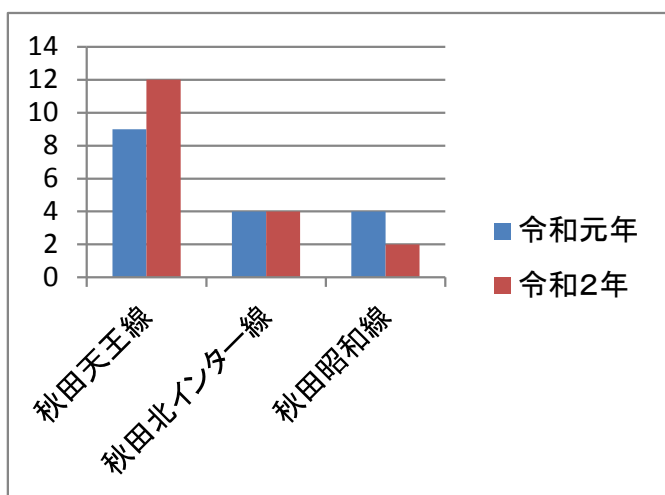
次の路線、時間帯を重点に速度違反取締り活動を推進する。

ただし、重点以外の路線、時間帯であっても、速度違反取締りを実施することがある。

| 重点路線 | 重点時間帯 | 区間 | 規制速度 |
|------------|---------------------------|-------------------------------|---------|
| 県道秋田天王線 | 6:00～10:00 14:00～18:00 | 秋田市寺内字イサノ地内 ～秋田市下新城野地内 | 40キロ～法定 |
| 県道秋田北インター線 | | 秋田市外旭川字瀧ノ前地内 ～秋田市上新城中字南波掛地 | 法定 |
| 県道秋田昭和線 | | 秋田市金足岩瀬字後田地内 ～秋田市上新城道川字駒引沢 | 40キロ～法定 |

重点路線における交通実態等

路線別発生状況



- 令和2年下半期の管内の人身交通事故発生件数は94件で、うち県道秋田天王線が12件、県道秋田北インター線が4件、県道秋田昭和線2件で、時間帯別では、朝夕の通勤通学時間帯が多い。
- 重点路線では、高速走行車両に関する通報がある。

取締り要望等

- 重点路線での取締り要望があることから、速度違反の取締りを継続実施する。国道7号での人身交通事故の発生もあることから幹線道路の取締りを強化する。
- 交通事故は、前方不注視などの不注意が原因で発生するものが多い。
- 通学路付近における通行禁止違反、横断歩行者妨害等の取締り要望がある。

その他の交通指導取締り要点

- 事故が多い朝夕の通勤通学時間帯の取締りを強化する。
- 幹線道路における一時不停止、信号無視等の交差点関連違反の取締りを強化する。
- 通学路のほか、金融機関や医院が点在する通称旧国道や市道での横断歩行者妨害等の取締りを強化する。